

平成 27 年度 内閣府税制改正要望



平成 26 年 8 月
内閣府



平成27年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

国家戦略特区等の推進（新設10件、拡充・延長3件）

国家戦略特区

◆所得控除制度の創設（国税、地方税）

- ▶ 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設する。

◆創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設（国税、地方税）

- ▶ 国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。

◆地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置（国税）

- ▶ 国家戦略特区において地方公共団体が一定の法人に対し地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置を講ずる。

◆エンジェル税制の適用要件の緩和（国税、地方税）

- ▶ 国家戦略特区においてエンジェル税制の対象となる企業の要件について現行の設立から3年未満を5年未満に緩和するとともに、直前期までの営業キャッシュフローの赤字要件を撤廃する。

◆国立大学法人等に対する寄附金に係る税額控除の創設（国税）

- ▶ 国家戦略特別区域計画に定められた国立大学法人等が行う一定の事業に対する個人からの寄附に係る税額控除制度を創設する。

◆民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（国税、地方税）

- ▶ 国家戦略特区における一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置（所得税：2,000万円以下の部分について、税率を軽減（国税・地方税：20%→14%等））を創設する。

◆特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の拡充（国税、地方税） ☆

- ▶ 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内で機械等を取得した場合の特別償却又は投資税額控除等の現行の特例制度について、対象事業や対象設備の拡充等を行う。

◆国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長（国税） ☆

- ▶ 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置（割増償却、登録免許税の軽減等）の適用期限を2年間延長する。

地域再生

◆クラウドファンディングを利用した寄附に対する特例措置の創設（国税、地方税）

- ▶ クラウドファンディングを利用した地域再生事業を行う事業者への個人投資家からの寄附に際して税制上の特例措置を創設する。

◆地域再生に資する税制上の特例措置の創設（国税、地方税）

- ▶ 地域再生計画に基づき、地域再生事業を行う事業者が、当該事業を行うために機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措置を創設する。また、このほか地域再生に資する税制を創設する。

◆地域再生事業実施のための土地・建物等の取得等に対する特例措置の創設（地方税）

- ▶ 地域再生計画に基づき、当該事業の用に供するために、当該地域再生計画に記載されている区域内の土地・建物等の取得等を行った場合に、税制上の特例措置を創設する。

◆地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充（国税、地方税） ☆

- ▶ 特定地域再生事業を行う株式会社への個人投資家からの出資に際して講じられている現行の税制上の特例措置について、対象事業を地域再生事業に拡充する。

総合特区

◆歴史的建造物（京町家、古民家等）に係る相続税の軽減措置（国税）

- ▶ 地域活性化総合特区における歴史的建造物（京町家、古民家等）に係る相続税の軽減を図る。



平成27年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

PFIの活用（拡充・延長1件）

◆選定事業者が整備した公共施設等に係る特例措置の拡充・延長（地方税） ☆

- PFI法に規定する選定事業により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税について1/2減免とする現行の措置について、非課税とするとともに、無期限で延長する。

科学技術・イノベーションの推進（新設1件）

◆国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置（国税、地方税）

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立（平成27年4月1日予定）に伴い、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講ずる。

沖縄振興の推進（拡充・延長4件）

◆駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置の拡充（国税、地方税） ☆

- 沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を拡充する。

◆沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長（国税） ☆

- 沖縄県内に移出等される揮発油について、県民生活及び産業経済の安定を図るため、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を5年間延長する。

◆引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長（国税） ☆

- 沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、沖縄において発電の用に供する石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を5年間延長する。

◆沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（地方税） ☆

- 沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、沖縄電力(株)が電気供給業の用に供する償却資産に対して課される固定資産税の課税標準を通常の2/3とする措置の適用期限を5年間延長する。

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行・少子化対策の推進（新設2件、拡充・延長1件）

◆子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託に係る贈与税の非課税措置等の創設（国税）

- 子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援し、少子化問題に対応するために、信託等の機能を活用し、結婚、妊娠、出産、育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合について、一定額を非課税とする措置及び子育てに要する支出を所得税制上の控除の対象にする措置を講ずる。

◆三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設（国税、地方税）

- 高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様について各人の希望を実現するため、三世帯同居・近居に資する住宅確保のための住宅関連税制の軽減措置を講ずる。

◆子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置（関税、地方税） ☆

- 新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業等について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずる。

平成 27 年度税制改正要望（目次）

1. 国家戦略特区等の推進	P2
(1) 国家戦略特区	P2
(2) 地域再生	P6
(3) 総合特区	P8
2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進	P9
3. 科学技術・イノベーションの推進	P11
4. 防災対策の推進	P13
5. 沖縄振興の推進	P18
6. 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行・少子化対策の推進	P20

1. 国家戦略特区等の推進

(1) 国家戦略特区

● 国家戦略特区における所得控除制度の創設[新設]

<税目> (国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、事業税

概要

成長戦略の着実な実行を図りつつ、スピード感をもって改革を推進し、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出するため、「国家戦略特区」において新たな課税の特例措置を創設する。

要望内容

法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設する。

● 国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設[新設]

<税目> (国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、事業税

概要

「国家戦略特区」において、ベンチャー企業等の創業及び成長を促進する観点から、課税の特例措置を創設する。

要望内容

国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。

● 国家戦略特区において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置[新設]

<税目> (国 税) 法人税

概要

「国家戦略特区」において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十全に発揮しえるよう所要の調整措置を講ずる。

要望内容

国家戦略特区において、地方公共団体が一定の法人に対し地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置を講ずる。

● 国家戦略特区におけるエンジェル税制の適用要件の緩和[新設]

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税

概要

「国家戦略特区」において、ベンチャー企業等の創業及び成長を促進する観点から、課税の特例措置を創設する。

要望内容

国家戦略特区においてエンジェル税制の対象となる企業の要件について現行の設立から3年未満を5年未満に緩和するとともに、直前期までの営業キャッシュフローの赤字要件を撤廃する。

● 国家戦略特区における国立大学法人等に対する寄附金に係る税額控除の創設[新設]

<税目> (国 税) 所得税

概要

「国家戦略特区」において、研究開発拠点の形成の一端を担う国立大学法人等の活動を活発化させ、高度医療等の研究開発を推進する観点から、当該国立大学法人等の活動に対し寄附を行う個人の税負担の軽減を図る。

要望内容

国家戦略特別区域計画に定められた国立大学法人等が行う一定の事業に対し個人が寄附を行う場合の当該寄附に係る税額控除制度を創設する。

● 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設[新設]

<税目> (国 税) 所得税、法人税
(地方税) 個人住民税

概要

「国家戦略特区」において、都市の魅力を高めるとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる観点から、民間による都市開発を推進するため、課税の特例措置を創設する。

要望内容

国家戦略特区における一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置（所得税：2,000万円以下の部分について、税率を軽減（国税・地方税：20%→14%等））を創設する。

● 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の拡充[拡充]

<税目> (国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、事業税、固定資産税

概要

「国家戦略特区」において、国際的ビジネス拠点を形成するとともに産業の国際競争力を強化する観点から、課税の特例措置を拡充する。

要望内容

・ 対象事業の拡充

国家戦略特別区域法施行規則第1条1項2号に定められている特定中核事業に都市関連設備の整備事業、農業関連事業を追加する。

・ 対象設備の拡充

国家戦略特別区域法施行規則第1条1項1号に定められている事業に係る特別償却又は投資税額控除の対象資産に、農業用システムやソフトウェアを追加する。

- ・貸付の用に供した場合への適用
施設を貸付の用に供した場合でも、借り受けた者が国家戦略特別区域計画に定められた事業を行い、事業リスクを実質的に負う一定の契約を締結している場合は、当該施設の貸し手側について特別償却又は投資税額控除の対象とする。
- ・その他、所要の規定の整備を行う。

●「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長[延長]

<税目> (国 税) 所得税、法人税、登録免許税

概要

「国家戦略特区」において、都市の魅力を高めるとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる観点から、民間による都市開発を推進するため、課税の特例措置を延長する。

要望内容

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置（割増償却、登録免許税の軽減等）を2年間延長する。

(2) 地域再生

● クラウドファンディングを利用した寄附に対する課税の特例措置の創設[新設]

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

地域再生事業を行う事業者に対する寄附について税制上の優遇措置を講じることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。

要望内容

クラウドファンディングを利用した、地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者への個人投資家からの寄附に際して、所得税及び個人住民税について税制上の特例措置を講ずる。

● 地域再生に資する税制上の特例措置の創設[新設]

＜税目＞（国 税）所得税、法人税等
（地方税）個人住民税、法人住民税、事業税等

概要

地域再生事業を行う事業者が、当該事業を行うために機械等を取得した場合に、税制上の優遇措置を講じることにより、設備等への投資を促進する他、地域再生に資する税制を創設して、地域再生の推進を図る。

要望内容

地域再生計画に基づき、地域再生事業を行う事業者が、当該事業を行うために機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措置を講ずる他、地域再生に資する税制を創設する。

● 地域再生事業実施のための土地・建物等の取得等に対する課税の特例措置の創設[新設]

＜税目＞（地方税）不動産取得税、固定資産税

概要

地域再生事業を実施するために土地・建物等を取得する事業者及び土地・建物等を事業者へ貸付する所有者に対して税制上の優遇措置を講じることにより、地域再生の推進を図る。

要望内容

地域再生計画に基づき、当該事業の用に供するために、当該地域再生計画に記載されている区域内の土地・建物等の取得等を行った場合に、税制上の特例措置を講ずる。

● 地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例措置の拡充[拡充]

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

地域再生事業を行う株式会社に対する投資について税制上の優遇措置を講じることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。

要望内容

全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業（特定地域再生事業）を行う株式会社への個人投資家からの出資に際して税制上の特例措置が講じられているところであるが、対象事業を地域再生事業に拡充する。

(3) 総合特区

● 地域活性化総合特区における歴史的建造物（京町家、古民家等）に係る相続税の軽減措置〔新設〕

<税目>（国 税）相続税

概要

歴史的建造物は、地域の独自の景観保持という社会的価値を有するものの、個人所有により維持されているものが多数を占める。そのため、地域にとって重要な意味を持つ歴史的建造物であっても、相続税の支払い負担のために売却を余儀なくされ、結果として、地域固有の特徴的な街並みが失われるケースが生じている。

観光立国の実現、外国人観光客の誘致にあたっては、我が国の魅力的な地域景観を形成する京町家をはじめとする歴史的建造物の世代を越えた保持、活用が重要である。このため、地域活性化総合特区における歴史的建造物に係る相続税の軽減措置を講ずる。

要望内容

総合特別区域法第31条に定める地域活性化総合特別区域において、(1) 景観法に基づき指定された景観重要建造物(2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づき指定された歴史的風致形成建造物に係る相続税の軽減を図る。

2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

● PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置の拡充・延長〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）不動産取得税、固定資産税、都市計画税

概要

PFIは、本来公共が自ら行うべき事業をPFI事業者を実施させる手法であり、従来型の公共事業との間で税のイコールフットィングが必要。しかし、事業期間中にPFI事業者が事業用資産を所有するか（BOT）否か（BT0）により税負担が異なっているため、PFI事業の内容にかかわらず、事業期間中にPFI事業者が事業用資産を所有しない方式が選択される場合がある。

サービス購入型（国・地方公共団体が事業費を全額負担）、BOT方式で行われるPFI事業で整備される民間と競合しない一定の公共施設等にかかる固定資産税、都市計画税及び不動産取得税については、平成22年度から平成26年度までに取得したものに限り課税標準を1/2に減免する措置が講じられているが（平成17年度から平成21年度も同様の措置）、イコールフットィングを徹底するため非課税措置を設ける。

また、「PFI/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、利用料金収入を伴う事業等の推進が位置づけられたことから、対象にサービス購入型に加え、独立採算型も追加する。

要望内容

全ての事業類型（サービス購入型、独立採算型）を対象とした、BOT方式で行われるPFI事業で整備される民間と競合しない一定の公共施設等にかかる固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、現行の特例措置ではなく、非課税とする。

（参考）現行のPFI事業者の税負担について

税 制	PFI		従来型 (国・地方公共団体)
	BOT	BT0	
<u>固定資産税</u> （市町村税）	<u>課税</u> 特例措置 あり	非課税	非課税

都市計画税（市町村税）	課税 特例措置 あり	非課税	非課税
不動産取得税（道府県税）	課税 特例措置 あり	非課税	非課税

● 公社管理有料道路に係る公共施設等運営権が設定された場合の特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）登録免許税
（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の活用については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（H26.6.16 PFI 推進会議決定）において、向こう3年間（H26～H28年度）を集中強化期間と設定し、道路を含む重点分野に関し、事業規模目標を設定し、政府一体となって取り組んでいるところである。

集中強化期間において、地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション案件の具体化を図るため、コンセッションを適切な条件で実施し、必要コストの低減化により民間事業者の参入促進が図られる税制措置を要望するもの。

要望内容

地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション方式の活用について、公共施設等運営権の設定登録に係る登録免許税の軽減措置を要望するとともに、固定資産税等については「公共の用に供する道路」として引き続き非課税とする。

＜国土交通省と共同要望＞

3. 科学技術・イノベーションの推進

● 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置

〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税、消費税、印紙税
（地方税）法人住民税（法人税割）、住民税（利子割）、事業税、
固定資産税、事業所税、地方消費税

概要

第 186 回国会において「独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）」が成立したことに伴い、平成 27 年 4 月 1 日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発の推進等を実施することとしていることから、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講ずる。

（※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 67 号）により、平成 27 年 4 月 1 日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。

要望内容

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立（平成 27 年 4 月 1 日予定）に伴い、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講じるもの。

（国税）

- ・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用）
- ・ 法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）
- ・ 消費税（公共法人等（所得税法別表第一）として課税方法の特例を適用（別表第三））
- ・ 印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二））

（地方税）

- ・ 法人住民税（法人税割）（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）
- ・ 住民税（利子割）（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用）
- ・ 事業税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）
- ・ 固定資産税（償却資産の課税標準の特例を適用）
- ・ 事業所税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）
- ・ 地方消費税※消費税（国税）と連動した要望

＜文部科学省、厚生労働省、経済産業省と共同要望＞

●国立研究開発法人への寄附に係る税制措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

国立研究開発法人について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。

（※）「国立研究開発法人」とは、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に定める法人をいう。

要望内容

- ・国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。
- ・国立研究開発法人への個人からの寄附金について税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。

＜総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省と共同要望＞

4. 防災対策の推進

● 緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置 [新設]

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ航路を閉塞させるおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給の確保を図る。

要望内容

民間事業者が港湾法第55条の8に基づく無利子貸付を受けて平成30年3月31日までに耐震改修を行った特別特定技術基準対象施設（特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において、大量の土砂その他の物件を水域施設に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのある港湾施設（護岸、岸壁及び物揚場））であって、南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に存するものについて、取得後5年間、固定資産税の課税標準を1/2とする。

＜国土交通省と共同要望＞

● 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置 [拡充]

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

気候変動による影響をふまえ、計画規模を上回る水害が発生した際に被害を最小化できるよう、浸水被害が甚大となりやすい地下街等の所有者又は管理者が止水板等の浸水防止用設備を設置した場合の固定資産税優遇措置を講じ、自衛水防の取組の促進を図る。

要望内容

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備（止水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止器）に係る固定資産税について、5年間課税標準を市町村の条例で定める

割合（2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内）に軽減する制度について、浸水想定区域の設定基準を現在の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（計画降雨）から現実的に想定される最大規模の降雨とすることにより拡大される浸水想定区域を適用区域に追加する。

<国土交通省と共同要望>

●データセンター地域分散化促進税制[拡充・延長]

<税目>（国 税）法人税

概要

現在、東京圏にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、首都直下地震等によりデータセンターが集中する東京圏が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、東京圏の災害からの復興が遅れるおそれがある。

このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に押さえ、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。

要望内容

本税制の対象設備である電気通信設備（サーバー用の電子計算機等）については、東京圏以外のデータセンター内に設置され、専ら、東京圏のデータセンターのバックアップを行うものを適用対象としているが、この要件を一部緩和し、東京圏以外のデータセンター内に設置されるものを適用対象とする。（対象設備を用いて東京圏のデータセンターのバックアップを行うことを要しないよう、要件を緩和する。）

また、東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者において、「対象設備の取得価額が5億円以上」及び「データセンター事業の用に供する減価償却資産の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が20%以上」の要件を撤廃する。

さらに、適用期限を平成28年5月31日までの1年2ヶ月延長する。

<総務省と共同要望>

●雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の特例措置[拡充・延長]

<税目> (国 税) 所得税、法人税

概要

ゲリラ豪雨等による都市部の浸水被害の発生を減少させるため、三大都市圏及び人口 30 万人以上の都市において事業者が 300 m³以上（特定都市河川流域については 100 m³以上）の貯留施設又は 5,000 m³以上の浸透性舗装を設置した場合、5 年間普通償却限度額の 1 割の割増償却ができる特例措置を講ずる。

要望内容

以下を変更した上で、適用期限を 2 年間延長する。

- ①対象区域を下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画（仮称）に定める区域に見直し
- ②対象施設を雨水貯留利用施設に見直し
- ③割増償却率を 1 割から 2 割に見直し

<国土交通省と共同要望>

●都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置
[延長]

<税目> (地方税) 固定資産税、都市計画税

概要

大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携に基づくエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。

要望内容

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、管理協定を締結した備蓄倉庫に対する固定資産税・都市計画税の特例措置（5 年間、課税標準 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内において市町村等の条例で定める割合（参酌基準 2 / 3）を乗じて得

た額を課税標準とする)を2年間延長する。

<内閣官房、国土交通省と共同要望>

● 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置[延長]

<税目> (地方税) 固定資産税

概要

特定都市河川流域における浸水被害を防止するため、特定都市河川流域内において都道府県等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴う対策工事として設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、標準課税を市町村の条例で定める割合(2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内)に軽減する特例措置を講ずる。

要望内容

上記措置を3年間延長する。

<国土交通省と共同要望>

● 管理協定が締結された津波避難施設に係る特例措置[延長]

<税目> (地方税) 固定資産税

概要

津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県が指定した津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設の「避難の用に供する部分」及び「避難施設に付属する避難の用に供する償却資産」に対して、固定資産税の課税標準を、管理協定締結後5年間1/2に軽減する特例措置を講ずる。

要望内容

上記措置を3年間延長する。

<国土交通省と共同要望>

● 我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る特例措置[延長]

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

物流総合効率化法により認定され一定の規模要件を満たした物流効率化施設等について、所得税・法人税の割増償却制度（５年間 10%）、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置（５年間 1/2 等）を講ずる。

要望内容

上記の特例措置を 2 年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

● 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置[延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、鉄道利用者の安全性を確保するため、当該地震で震度 6 強以上が想定される地域等における利用者の多い駅や路線を対象に、鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の 5 年間 2/3 に軽減する特例措置を講ずる。

要望内容

上記措置を 2 年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

5. 沖縄振興の推進

●駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）個人住民税、法人住民税、法人事業税

概要

沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を拡充する。

要望内容

- ・譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長
（駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで）
- ・土地の面積要件の緩和
（200 m²以上（※市町村条例等により 100 m²以上までの範囲で引下げ可）
⇒ 100 m²未満についても適用対象とし得るよう緩和）

●沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）揮発油税、地方揮発油税

概要

沖縄県内に移出等される揮発油について、県民生活及び産業経済の安定を図るため、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を延長する。

要望内容

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（7,000 円/kℓ）を5年間延長する。

●引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税〔延長〕

＜税目＞（国 税）石油石炭税

●沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、税制上の特例措置を延長する。

要望内容

- ・沖縄において発電の用に供する石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を5年間延長する。
- ・沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に対して課される固定資産税の課税標準を通常 $2/3$ とする措置の適用期限を5年間延長する。

＜経済産業省と共同要望＞

6. 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行・少子化対策の推進

●子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託に係る贈与税の非課税措置等の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 贈与税、所得税

概要

我が国の人口は平成 17 年以来減少傾向にあるが、大きな要因として少子化が挙げられている。少子化の背景については結婚・妊娠・出産・育児等、様々な場面において要因が考えられるが、各種調査結果によれば、結婚や出産に踏み切れない主要な要因として経済的理由や、適当な相手にめぐり合わないという点が挙げられている。

一方で、我が国では金融資産の約 6 割を高齢者層が保有しているが、より消費性向の高い若年層にその資産を移転すること、人生の門出にあたる結婚、出産等の消費意欲が高まる時期に支援することにより、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待される。

このため、高齢者の資産の若年層への移転を促進する税制上の枠組みを設けることにより、資産の世代間移転による経済活性化を促すとともに、結婚、妊娠、出産、育児に対する経済的不安を取り除き、少子化対策に資する。

また、子育てに要する支出について所得税制上の措置を講ずることにより、上記と合わせて育児に対する経済的不安の解消を図り、少子化対策に資するようにする。

要望内容

子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援し、少子化問題に対応するために、信託等の機能を活用し、結婚、妊娠、出産、育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合について、一定額に対して非課税措置を講ずる。また、子育てに要する支出を所得税制上の控除の対象にする。

<贈与税は金融庁と共同要望>

●三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 所得税

(地方税) 個人住民税、固定資産税

概要

高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て

世代の子育ての態様について各人の希望を実現するため、三世同居・近居に係る税制上の軽減措置を講ずることを要望する。

要望内容

三世同居・近居に資する住宅確保のための住宅関連税制の軽減措置として

- ①二世帯の同居・近居に伴う住宅用不動産の譲渡・買換え等の特例措置の拡充
 - ・二世帯が同居・近居するために住宅用不動産の譲渡又は買換えを行った場合に所得税・個人住民税において、その損益に対する現行の特例措置が適用されるよう、適用要件の緩和を要望する。
- ②二世帯住宅に係る税制上の軽減措置の創設
 - ・二世帯住宅を新築又は取得した場合に係る固定資産税についての軽減措置を要望する。

●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置〔拡充〕

<税目> (国 税) 関税

(地方税) 不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業等について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずる。

要望内容

新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずるなど、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、必要な所要の措置を講ずる。

<文部科学省、厚生労働省と共同要望>

● 子育て支援に係る税制上の措置の検討〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

子育て支援に係る税制上の措置について、検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

要望内容

児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による附則第 2 条第 1 項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

＜厚生労働省と共同要望＞

● 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充〔延長・拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業に対する税制上の措置を延長、拡充する。

要望内容

企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。

また、企業がさらなる両立支援に係る取組を行い、プラチナくるみん（仮称）認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。

＜厚生労働省と共同要望＞